

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 委員会規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条の規定に基づき、次のとおり、社会福祉法人直方市社会福祉協議会委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本会の事業の推進のため必要があると認めるとき設置することができる。

(委員会の名称及び所管事項)

第3条 委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 企画運営委員会

ア 本会運営の重要な事項に関すること。

イ その他必要な事項

(2) 事業実行委員会

ア その年度の事業計画による、事業の企画・実施に関すること。

イ その他必要な事項

(3) 問題別委員会

ア 専門的な事項についての調査研究に関すること。

イ その他必要な事項

(委員の委嘱及び任期)

第4条 第3条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する委員は、それぞれ委員会を設ける必要があると認めるとき、理事、評議員、学識経験者及び地域福祉に熱意ある人の中から、その都度選任し、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、その任務を終了した時をもって終わる。

(委員会)

第5条 委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、議事を整理する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(平成6年12月21日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成6年12月21日から施行する。

(昭和51年4月1日施行の直方市社会福祉協議会委員会規程の廃止)

2 昭和51年4月1日施行の直方市社会福祉協議会委員会規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年3月25日から施行する。

(直方市社会福祉協議会生活福祉資金貸付調査委員会規程の廃止)

2 直方市社会福祉協議会生活福祉資金貸付調査委員会規程(平成8年1月19日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。